



26建企第609号
平成27年3月26日

(一社) 長崎県建設業協会
(一社) 長崎県中小建設業協会
(一社) 長崎県造園建設業協会
(一社) 長崎県ほ装協会
(一社) 長崎県工務店連合会
(一社) 長崎県管工事協会
(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(一社) 長崎県斜面安定技術協会
(一社) 長崎県のり面協会
(一社) 長崎県建造物解体工業会
長崎県建設工業協同組合
長崎県電気工事業工業組合
長崎県電気設備協同組合
長崎県管工事業協同組合連合会
長崎県漁場整備開発協会
長崎県造船協同組合

様

長崎県 土木部長



「指名競争入札における業者の選定方法について」(公表用)の一部改正について

このことについて、一部改正したので通知します。

記

1. 改正内容

1) 3. 評価方法(4)「⑤工事成績」

「①県発注工事の前年度の当該業種の平均工事成績評定点・・・」を「①県発注工事の過去2年間の当該業種の平均工事成績評定点・・・」に改め、(4)を(5)とする。

2) 3. 評価方法(8)「⑨その他考慮すべき事項」の②社会貢献活動

「・発注機関毎に地域社会への貢献活動と評価基準を設定し評価します。」を「・発注機関毎に地域社会への貢献活動(災害支援協定締結・活動、広域災害支援協定締結・活動、美化活動等)と評価基準を設定し評価を行う。」に改め、(8)を(10)とする。

3) その他 判り易い表現に改める。

2. 本文及び新旧対照表 別紙のとおり

※「指名競争入札における業者の選定方法について」は、長崎県土木部HPに掲載しています。